

消費者庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
8	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	策定が義務付けられている環境関係計画等について、地方公共団体が一本化できるように求める。	【現行制度】 環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 →温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針 ・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 →地域計画 ・水質汚濁防止法第16条第1項 →測定計画 ・食品ロスの削減に関する法律第12条第1項 →都道府県食品ロス削減推進計画 【支援事例】 審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。 【支障の解決策】 課題や施策の採否を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることによって支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。	策定や改正に要する人員や経費の圧縮を行うことができ、業務の効率化・負担軽減につながる。	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減に関する法律第12条第1項	消費者庁、環境省	鳥根県			宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県	○当市では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画、廃棄物総合計画など、関係法令ごとに計画を定めている。各計画の内容については重複している事項もあり、各計画の担当職員も異なるため、策定及び集約の集計における調整など余分に時間を要している。関連する法令における計画の一本化は、業務の効率化や負担軽減につながるほか、市民・事業者にもより明確なものとして示すことができると考える。	以下の計画等については、地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定して差し支えない。 ○食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条) ○温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項) ○地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項) ○測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項) この旨が通知、事務連絡その他の手段により地方公共団体に周知されていない場合は、周知していきたい。なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について(令和2年3月31日消費者庁長官通知)(※)」により、既に周知を行ったところ。 ※「計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体に柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進して頂きたいと考えております。」	「地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる」旨の周知が未実施となっている計画等について、通知等により周知を行っていただきたい。今後、新たに環境関連法令に基づく計画等の策定が求められることとなった場合についても、同様に他の計画等と一体的に策定をすることができるとし、併せてその旨周知を行っていただきたい。
26	B	地方に対する規制緩和	11 その他	地方消費者行政強化交付金の強化事業において、事付金制度における強化事業に係る費用間の流用に関する制限の緩和	【現行制度について】 地方消費者行政強化交付金の強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領(以下、「実施要領」と表記)第3(2)に基づき、消費者庁に対して、指定する日までに実施計画書を提出することとなっている(例年、事業実施の前年度1月下旬に依頼があり、2月中旬を締切とされている)。(強化事業実施計画書は、地方消費者行政強化交付金交付要綱別紙様式1の別紙2を用い、事業ごとに費目、積算内容、金額を記載)。 また、実施要領第4(1)②により、事業の内容及び経費の配分の変更(※以下の軽微な変更を除く。)をする場合は、その旨を記載した申請書を消費者庁に提出し、承認を受けなければならないこととされている。 ※軽微な変更(実施要領第4(5)) ①採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が20%以内であるもの。 ②採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあつては、いずれの費目においてもその変更額が20%以内であるもの。 【制度見直しの必要性】 ①計画書提出の締切りが事業実施の前年度であることから、必要額を正確に計上することが困難であること。 ②数万円の少額な事業も多数存在するため、現行基準を超える事業経費の費目間の流用が容易に起こり得ること。 【求める措置の内容】 事業の目的及び内容の変更が無いものであつて、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。	消費者庁、都道府県及び市町村の事務の経費が期待される。	平成30年3月28日付け消教知第73号地方消費者行政強化交付金交付要綱、平成30年3月28日付け消教知第74号地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領	消費者庁	福岡県、九州地方知事会		宮城県、秋田県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、群馬県、高崎市、相模原市、新潟県、山梨県、可児市、岐阜県、富士市、名古屋市長、豊橋市、京都市、八幡市、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島市、防府市、徳島県、熊本県、宮崎県	○当市では、当初計画していた強化事業「食品ロスに関する講演会の開催」が新型コロナウイルスの影響により、オンライン開催に変更となった。実施計画書を更新して提出したが、流用制限があったため対応に苦慮した。交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。 ○当県において、強化事業を実施する際、事業の目的及び内容に変更がなく、交付金の支出額の範囲内であっても、支出額が少額であるため、事業経費の費目間について20%を超える変更が生じている。このため、消費者庁の変更申請の手続きを経なければならず、事業実施に支障が生じている。強化事業の実施計画書は、前年度の12月に消費者庁へ要望した予算に基づき作成し、2月に消費者庁へ提出し承認されたものであるため、実施計画書の作成段階では、積算した事業経費の詳細を事前に把握するのは難しく、事業実施の段階で詳細を把握することになる。速やかな事業実施のための、事業経費の費目間の流用制限を緩和する等の必要性がある。 ○近年、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出席講座の開催手法を集合形式からオンライン方式に変更することに伴い、費目の配分が変更となる案件が増加しており、本規制に伴う手続は当団体の負担となっている。 ○令和3年度に、強化交付金対象事業の一つである「国が指定する研修への参加」事業を実施したが、当初予定していた国民生活センターの研修所で研修について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から不参加とし、当初予定していなかった一般財団法人主催の研修(交付金対象)をオンラインで受講した。結果、事業経費は当初申請の事業経費より減額となったが、負担金が当初申請額より20%超増額となったため、費目間の流用制限により変更交付申請が必要となった。事業経費は交付金の支出額内であるのに、費目間の流用制限により変更交付申請を行う必要がある現行の規定は、非効率であり、効率的な運用が可能となるように改善を求める。 ○当県においても、少額な事業が多数あり、変更交付申請(費目ごとに20%を超える流用)を行う必要が頻繁に生じ、事務の負担になっている。 ※全国知事会においても同様の趣旨の内容を要望検討中。 ○新型コロナウイルスの影響等、情勢が変化する中で、交付決定額内の数万円の流用であっても、変更申請から交付決定まで約1か月かかり、事業開始に支障が生じるため、事業経費や費目間の流用制限を緩和することで、自治体が臨機応変に事業を実施できるようにしてほしい。 ○現行制度においては、事業における費目の追加や20%を超える経費配分の変更があれば変更申請が必要とされている。また、当県においても、特に少額の事業において、総事業費の中で事業内容の軽微な変更を行う場合や、数千円であっても当初の想定経費額と見積額に差が生じた場合などにおいても、その都度変更申請を行う必要がある状況となっている(例、当初オンライン開催を予定していたが事業効果の観点から対面開催に変更した場合に会場の使用料が必要になるケース等)。そのため、提案団体同様に、事業の目的及び内容に変更がないものであつて、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和する等、効率的な運用となるよう改善をお願いしたい。 ○地方消費者行政強化交付金の変更承認申請は、消費者庁、都道府県、市町村との連携が必要となり、必要書類の作成には多くの時間を要している。こうしたことから、当該提案は事務の効率化を図るため必要であると考える。 ○令和3年度において、提案団体の支援事例と同じ事例があったところ、総事業費が低額なものが多く、実例として10万円程度の費目間流用でも計画変更及び交付申請書の変更が必要となっている。そのため、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。 ○事業実施計画書の提出期限が前年度であることから、所要額の正確な把握ができておらず、やむを得ず変更交付申請により対応したが、事業内容の変更が伴わない場合等において変更手続きに苦慮した例がある。 ○数万円の少額な事業も多数あり、20%以上の費用の減や費目間の流用が容易に起こりうるため、事務が煩雑になっている。 ○推進事業の活用期間が終わりを迎え、強化事業へと移行していく中で、今後ますますの強化事業の利用が考えられる。事業の目的や内容に変更がないもの、計画から実施までの間に費目の変更が見受けられ、その都度消費者庁に対して変更の承認申請が必要であり事務負担が大きい。以上のことから、費目間の流用制限の積極的な緩和を検討していきたい。	少額の費目間流用が生じやすい地方消費者行政強化交付金交付要綱別表【地方消費者行政強化事業】2.(1)「国が指定する研修への参加」については、令和4年度より都道府県全体でみることとし、事務負担の軽減を図ったところ。 ○当市の提案を受け、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領を見直し、軽微な変更にかかる要件を緩和する方向で検討。		

消費者庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる計画等について十分な周知を行うこと。 今後、真に必要な場合にやむを得ず新たな計画策定を求める場合においても、他の計画等と一体的な策定を可能とするともに、その旨周知を行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 環境関係の計画等について、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定が可能である旨の周知をいつまでに行うか具体的に示していただきたい。 今後、環境関係法令の制定・改正により、地方公共団体において、新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについても具体的に示していただきたい。</p>	<p>具体的な支障事例において列挙いただいた以下の計画等のほか、これ以外の既存の環境関連の法令に基づく計画等についても、地方公共団体の判断により、環境基本計画等の他の環境関連法令に基づく既存の計画等と一体的に策定することを含め、各地方公共団体において柔軟に対応頂けるように対応したい。 一体的に策定可能な環境関係の計画等の取扱いについては、必要に応じて各府省等への確認等を踏まえて、年度内を目途に地方公共団体に一括して周知することとしたい。 今後新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについては、当該法令に基づく施行通知等の中で、明らかにしていくこととしたい。 ・食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減に関する法律第12条及び第13条) ・温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国策に関する法律第11条第1項) ・地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項) ・測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項) なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)により、既に周知を行ったところ。</p>	<p>5【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】 水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平26法95)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法19) 測定計画(水質汚濁防止法16条1項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体的のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体的のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	<p>前段 通知等</p>	<p>令和5年3月17日</p>	<p>「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)により、測定計画、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針、地域計画及び食品ロス削減推進計画については、地方公共団体の判断により、他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体的のものとして策定することを、地方公共団体に通知した。</p>	
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領第4(5)②を改正し、軽微な変更にかかる費用間流用の上限を20%から緩和する方向で検討している。</p>	<p>5【消費者庁】 (4)地方消費者行政強化交付金 (4)地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(平30消費者庁消費者教育・地方協力課)を改正し、当該交付金の強化事業における軽微な変更に係る費用間流用の上限を緩和する旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	<p>実施要領改正</p>	<p>令和5年度当初予算案成立日に 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領改正(令和5年3月28日消地協第50号)を行い、同日に地方公共団体へ通知・運用を開始した。</p>	<p>地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領改正により、当該交付金の強化事業における軽微な変更に係る費用間流用の上限を20%から30%に緩和し、手続き等における地方公共団体の事務負担を軽減した。</p>	